

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件三件 三
- 土地改良法により換地計画を定めた件 三
- 林業種苗法により生産事業者の登録事項を変更した件 三
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である件 三
- 公 告
- 肥料の検査の結果の概要を公表する件 四
- 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 五
- 落札者を決定した件三件 六
- 福 島 県 収 用 委 員 会
- 土地収用法により土地の収用について裁決手続の開始を決定した件 七

告 示

福 島 県 告 示 第 十 二 号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年一月十六日から同年二月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市農商工部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年一月十六日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

仙台ターミナルビル郡山店 福島県郡山市燧田百九十五番地ほか

- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福 島 県 告 示 第 十 三 号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年一月十六日から同年二月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年一月十六日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

いわきニュータウンショッピングセンター 福島県いわき市中央台飯野四丁目一番地

二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
意見なし

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福 島 県 告 示 第 十 四 号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五条第四項の規定により法第六条第二項の規定による届出とみなされる法附則第五条第一項の変更の届出に係り法第八条第一項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年一月十六日から同年二月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び田村市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年一月十六日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイユーエイト船引店 福島県田村市船引町船引字小沢川代八十七番地ほか

二 法第八条第一項の規定により田村市から聴取した意見の概要
意見なし

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、永谷地区の県営区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和八年一月十六日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧の期間

令和八年一月十九日から
同 年二月九日まで

(二十二日間)

三 縦覧の場所

田村市役所

四 その他

この換地計画について不服があるときは、土地改良法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。

また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

(農村基盤整備課)

福島県告示第十六号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十三条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の登録の変更届出があった。

令和八年一月十六日

福島県知事 内堀雅雄

登録番号五八〇

一 氏名又は名称

Forest Design株式会社 代表取締役 渡部 一也

二 育成の場所

変更前 南会津郡南会津町長野字加藤谷一八七四―二
変更後 南会津郡南会津町長野字加藤谷一八七四―二

大沼郡会津美里町字本郷荒井前一六

大沼郡会津美里町字本郷荒井前一七

(森林整備課)

福島県告示第十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和八年一月十六日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

双葉郡広野町大字上北迫字荒神山の一、一の三から一の九まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字荒神山の一

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、広野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

双葉郡広野町大字折木字北沢一七六の二〇四、一七六の三〇四、一七六の三〇五、一七六の三一五、一七六の三二二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、広野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

双葉郡広野町大字折木字南沢二三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

次のとおりとする。

- (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、広野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 四 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 双葉郡広野町大字折木字南沢二九六の四、二九六の八、二九六の九
 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、広野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。

五 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 双葉郡広野町大字折木字南沢三一一の一、三一一のロ
 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 (1) 主伐は、択伐による。
 (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、広野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。

六 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 双葉郡広野町大字折木字山の神一三三から一三五まで、一四一の二
 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 (1) 主伐は、択伐による。
 (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、広野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び広野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

公 告

公告第九号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)第三十条第七項の規定により、令和七年十月から十一月までに収去した肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

令和八年一月十六日

福島県知事 内堀 雅 雄

令和7年11月分
 (普通肥料)

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要		備考
			分析検査 項目	保証票 の検査 その他 の検査	
混合有機質肥料	片倉コープアグリ株式会社	混合有機質肥料330号	TN、TP	—	—
混合有機質肥料	清和肥料工業株式会社	清和混合有機質肥料141	TN、TP、TK	—	—

注

1 分析検査の欄及びその他の検査の欄の記載は、検査対象荷口全体の肥料を代表しようように必要袋数(ばらの場合には、必要部位数)を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較

した結果である。
 3 主成分の略号は次のとおりである。
 TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量
 令和7年10月分から11月19日分まで
 (特殊肥料)

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者又は販売業者	届出名(及び商品名)	検査の結果							備考		
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCaO (%)	TMgO (%)	TZn (mg/kg)	TCu (mg/kg)		C/N	水分 (%)
堆肥	神保資材株式会社	鶏糞堆肥	1.1	2.2	1.4	2.7	0.6	53	-	19	41.1	
堆肥	有限会社上野牧場	有機みちこ	1.3	2.5	3.3	-	-	-	-	15	48.2	
堆肥	株式会社しまざき牧場	とん太くん100	2.7	4.6	0.8	-	-	664	229	6	53.4	
堆肥	先崎義雄	堆肥No.1	1.5	2.5	2.1	-	-	-	-	13	45.5	
堆肥	いわき小名浜菜園株式会社	つとむくんの堆肥	0.4	0.4	0.4	-	-	-	-	16	55.4	

注 主成分の略号は次のとおりである。
 TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、TCaO-石灰全量、TMgO-苦土全量、TZn-亜鉛全量、TCu-銅全量、C/N-炭素窒素比、水分-水分含有量
 (農業総合センター)

公告第十号
 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。
 令和八年一月十六日

土地改良区の名称

福島県知事 内 堀 雅 雄

いわき市勿来地区土地改良区
 就任した役員
 役別 氏名 住所
 理事 芳賀 均 いわき市沼部町鳴沢四三番地

(農村計画課)

公告第11号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和8年1月16日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
スチール製書棚ほか計2品目 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和7年12月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社鈴弥洋行 福島県郡山市備前館二丁目6番地
- 5 落札金額
54,742,380円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和7年11月7日

（入札用度課）

公告第12号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和8年1月16日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
凍結防止剤散布車 2台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和7年12月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
会津自動車工業株式会社 福島県会津若松市一箕町大字亀賀字郷之原224番地
- 5 落札金額
59,400,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和7年11月7日

（入札用度課）

公告第13号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和8年1月16日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
除雪トラック（7t級） 1台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日

- 令和7年12月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
会津自動車工業株式会社 福島県会津若松市一箕町大字亀賀字郷之原224番地
- 5 落札金額
54,450,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和7年11月7日

(入札用度課)

福島県収用委員会

福島県収用委員会告示第一号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二の規定により、土地の収用及び使用について令和八年一月九日次のとおり裁決手続の開始を決定した。
令和八年一月十六日

福島県収用委員会

会長 鈴木靖裕

一 起業者の名称
福島県

二 事業の種類
福島県

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
県道小野富岡線改築工事(高津戸工区・福島県双葉郡富岡町大字大菅字蛇谷須地内)から同町大字大菅字大平地内まで)

所在地	地番	地目		地積(平方メートル)	収用又は使用しようとする土地の面積(平方メートル)
		登記記録	現況		
福島県双葉郡富岡町大字大菅字蛇谷須	三〇八番七	原野	原野	九七六	九七〇・九四
					収用の部分 三五・四一 使用の部分 三・四八

四 裁決手続の開始を決定した土地の使用方法及び使用期間

- 1 使用方法
道路排水路を設置するにあたり隣接する土地を掘削するため。
- 2 使用期間
明渡しの際限の翌日から一年間
- 五 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
登記名義人 (佐藤 安義の相続)	(住民票上の住所) 福島県双葉郡富岡町大字大菅字大平七五番地

人 佐藤ク 東京都調布市佐須町二丁目一九一八 グリーンパレス柏野一〇三

六 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びに当該権利の種類
なし

福島県収用委員会告示第二号
土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二の規定により、土地の
収用及び使用について令和八年一月九日次のとおり裁決手続の開始を決定した。
令和八年一月十六日

一 起業者の名称
福島県 福島県収用委員会
会長 鈴木 靖 裕

二 事業の種類
県道小野富岡線線改築工事(高津戸工区・福島県双葉郡富岡町大字大菅字蛇谷須地内
から同町大字大菅字大平地内まで)

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

所在地	福島県双葉郡 富岡町大字大 菅字蛇谷須	地番	二二四 番	登記	田	現況	田	登記記録	二、一九 九	実測	二、二〇 〇・三二	収用又は使用し ようとする土地 の面積(平方 メートル)	収用の部分 六二〇・五七 一四・七一
所在地	福島県双葉郡 富岡町大字大 菅字蛇谷須	地番	二九一 番	登記	原野	現況	原野	登記記録	五四一	実測	五三八・ 〇六	収用又は使用し ようとする土地 の面積(平方 メートル)	収用の部分 一六二・三七 一八二・三六 使用の部分 一・二一 二・八五 二・四二 四・九三

番	二九三	地目	畑	地積	一、一五 二・三七	実測	一三九・二七 六二五・八二 使用の部分 一〇・六五 一五・四七
番	二九七	地目	原野	地積	六九一	実測	六八四・ 二九
番	三〇三	地目	田	地積	一、二二六 八	実測	一、二二六 五・一七

四 裁決手続の開始を決定した土地の使用方法及び使用期間
1 使用方法
道路排水路を設置するにあたり隣接する土地を掘削するため及び橋梁上部工を施
工するにあたり足場工の設置のため。
2 使用期間
明渡しの期限の翌日から一年間
五 土地所有者の氏名、住所、持分等

氏名	登記名義人 一の法定相続 人 鈴木澄枝	住所	東京都八王子市丹木町二丁目五七一番地二	持分	二分の一
氏名	登記名義人 一の法定相続 人 鈴木勇	住所	神奈川県横浜市港北区下田町二丁目一七番一六号	持分	四分の一

六 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びに当該権利の種類 なし	登記名義人 (亡) 鈴木勇 一の法定相続 人 鈴木信枝	人 鈴木昭博
	埼玉県さいたま市南区别所五丁目二番一八―三〇 四号	
	四分の一	